

No. 454

1989

広報

おんが

3月10日



◀「ひなまつり」を合奏



▲卵のカラーで作った
かわいい雛人形

今日は楽しい ひなまつり

— 3月3日、南部保育園 —



▲お内裏さま、まだかなあ？



▲おそろいのメガネがとっても 트렌ディー

所得税の申告は
町県民税
3月15日までです
お忘れなく

●新しい税制

●ここがポイント●

昭和二十五年、シャープ勧告によって税制の基本ができて以来、初めての大きな税制改革がこのたび実施されることになりました。そのなかで、わたしたちの生活にかかわりの深い主な改革点には、次のようなものがあります。

消費税

広く薄く
負担を求める

昭和二十五年、シャープ勧告によって税制の基本ができて以来、初めての大きな税制改革がこのたび実施されることになりました。そのなかで、わたしたちの生活にかかわりの深い主な改革点には、次のようなものがあります。

消費税の計算は

消費税は、限られたものだけに課税してきたこれまでの間接税と異なり、ほとんどすべての物品やサービスの売り上げを対象とした税金で、税率は3%です。

消費税は消費に広く薄く負担を求めるとい性格上、いわゆる非課税の対象となるのは、土地売買や預金の利子、社会保険医療、教

育、社会福祉の一部などに限定されています。

なお消費税の導入に伴い、これまでの物品税、砂糖消費税、入場税などの国税、電気税、ガス税などの地方税は廃止されます。

所得税・住民税

税率構造が簡素に

所得税の減税と税率の段階の簡素化は世界的な流れです。新しい税制では、所得税の税率を下げ、税率のきざみを昭和六十二年の10・5%～60%の十二段階か

消費税の説明会を開きます

4月1日からの消費税課税に先立ち、消費税を納めていただく事業者の方を対象に説明会を開催いたします。ぜひご出席ください。

- 日時 3月28日(木)10時～12時
- 場所 遠賀町中央公民館ホール
若松税務署

また、その年(その事業年度)の年間課税売上高が、六千万円未満の課税事業者の方には、免税業者とのバランスを考慮し、課税売上高に応じて納付税額の一部が軽減される限界控除制度が設けられています(表③)

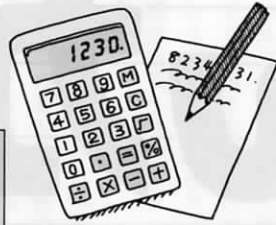
課税期間は、個人事業者の場合は暦年、法人の場合は事業年度です。

特に、最低税率の適用範囲が年収七百三万円までと、大幅に拡大されたことにより、約90%のサラリーマンが、この中に含まれることになりました。

また、個人住民税(町県民税)についても、税率のきざみがこれまでの五～一六%の七段階から、五～一五%の三段階へと簡素化されました。

人的控除が大幅引き上げ

中・低所得者の所得税の負担をさらに軽減するために、基礎



表① 消費税の納付税額の計算(原則)

$$\begin{aligned} & \text{年間課税売上高} \times \frac{3}{100} - \\ & \text{(税抜き)} \\ & \text{年間の課税仕入高} \times \frac{3}{100} \\ & \text{(税抜き)} \\ & = \text{納付税額} \end{aligned}$$

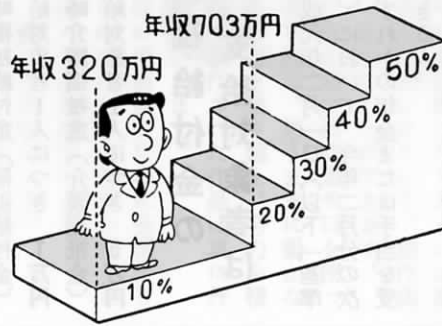
表② 簡易課税制度を選んだ場合の計算

$$\begin{aligned} & \text{課税期間中の} \\ & \text{課税売上高(税抜き)} \times \\ & 0.6\% \\ & \text{(卸売業者は0.3\%)} \\ & = \text{納付税額} \end{aligned}$$

表③ 限界控除制度による計算

$$\begin{aligned} & \text{本来納付すべき税額} \times \\ & \frac{\text{年間課税売上高} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} \\ & \text{(税抜き)} \\ & = \text{納付税額} \end{aligned}$$

税制改革の要点



↘ 的な人的控除が引き上げられました。

主な内容としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除がそれぞれ、これまでの三十三万円から三十五万円に、配偶者特別控除が十六万五千円から三十五万円に引き上げられました。また、教育費がかかる十六歳から二十二歳までの扶養親族について、十万円の扶養控除の割増制度が新設されました。さらに七十歳以上の、いわゆる寝たきり老人などにかかる扶養控除額などが引き上げられました。たとえば、七十歳以上の寝たきりの親と同居する場合、所得税の控除額は、これまでの八十万円から百二十万円と、大幅にアップします。

相続税

納税者の負担を軽減

最近の経済情勢の変化、とりわけ地価高騰は相続税の課税件数を急激に増加させ、負担税額を上昇させるといって、納税者にとって非常に厳しい状況を引き起こしています。そこで新しい税制では、税負担の軽減・合理化のため、次のような措置がとられることになりました。

① 遺産にかかる課税最低限が、これまでの二千万円＋八百万円×法定相続人の数から、四千万円＋八百万円×法定相続人の数

に引き上げられました。控除額が二倍になったため、たとえば夫が死亡して妻と子二人が相続人となる場合、六千四百万円までは相続税がかからないこととなります。

- ② 最高税率を七五%から七〇%に引き下げ、税率区分の幅が拡大されました。
- ③ 配偶者の非課税限度額を、これまでの二分の一相当額から配偶者の法定相続分相当額に改め、最低保障額が四千万円から八千万円と、大幅に引き上げられました。
- ④ 未成年者控除額および障害者控除額が引き上げになりました。
- ⑤ 小規模宅地などの価額から減額される割合が引き上げになりました。
- ⑥ 死亡保険金および死亡退職金などの非課税限度額が引き上げになりました。

以上、六項目の改正は、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用されます。したがって、昭和六十三年一月一日以降に相続や遺贈により財産を取得し、昭和六十三年十二月二十九日までに、改正前の税法により相続税の申告書を提出している人が改正によって相続税額が減少する場合は、平成元年五月一日までに更正の請求を行うことができます。更正の請求については、税務署から通知がいきますから、忘れずに手続きをしてください。

相続できる

養子の数を制限

また改正に伴い、昭和六十三年六月三十日から昭和六十三年九月二十九日までに相続開始のあった人についての相続税の申告と納税の期限は、平成元年三月三十日まで延長されました。

- ⑦ 被相続人が、相続開始前三年以内に取得した土地や建物などについては、原則としてそれらの取得価額により、課税するという特例が設けられました。
- ⑧ 相続税の計算上、法定相続人に含める養子の数が、◎被相続人に実子がある場合は一人 ◎被相続人に実子がない場合は二人までと制限されることになりました。
- ⑦、⑧の改正は、昭和六十三年

贈与税

最高税率を

七〇%に引き下げ

贈与税の主な改正点は次のとおりです。

- (一) 税率の適用区分の拡大、最高税率が七〇%へと引き下げが行われました。
- (二) 居住用不動産にかかる贈与税の配偶者控除の最高限度額が、二千万円に引き上げられました。これらの改正は、昭和六十三年一月一日以降の贈与から適用されます。

キャピタルゲイン

譲渡益に課税

新しい税制では、株式などの有価証券譲渡による所得（キャピタルゲイン）を原則課税とする措置がとられることになりました。個人の有価証券譲渡益の課税方法は、申告分離課税を原則とし、証券会社などを通じた取引の場合

には、次の二つの方法から選ぶことができます。

- ◎ 申告分離課税 一年間の売却益を合計して申告し、売却益の二〇%を所得税として納税する（他に個人住民税六%）。
- ◎ 源泉分離課税 一回売却するごとの譲渡益を原則として売却代金の五%とみなし、その二〇%、つまり売却額の二%の所得税を証券会社などが売却時に源泉徴収して納税する。

新税制について、より詳しいことがお知りになりたいときは、若松税務署へお問い合わせください。

☎ (761) 2536

臨時福祉特別給付金が

支給されます

この四月から消費税が実施されます。これに伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当などを支給されているみなさんの生活の安定と福祉の向上、そして低所得の在宅寝たきり老人などへの在宅介護の支援のため、臨時福祉特別給付金（一時金）が支給されることになりました。

支給額は

- 臨時福祉給付金（福祉給付金）
支給対象者1人につき 1万円
- 臨時介護福祉金（介護福祉金）
支給対象者1人につき 5万円

福祉給付金の

支給対象者は

①平成元年二月一日（以下「基準日」）において、今年二月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる人。

- ・老齢福祉年金
- ・障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から五桁目と六桁目が「63」または「26」に該当するもの）

・遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの

（年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」または「28」に該当するもの）

- ・児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別障害者手当
- ・福祉手当（経過措置分）
- ・原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）

②基準日において今年二月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児。

③基準日において七十歳以上の人（大正八年二月一日以前に生まれた人）で、町民税非課税世帯に属している人。……高齢者本人または高齢者の生計を維持している（扶養している）人が、昭和六十三年度分の町民税を納めていない場合がこれに該当します。

④前記の①～③に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所されている人などについては、それぞれの制度で別に対応措置（生活保護費に一万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。

なお、通所（通園）施設などで通所サービスを受けている人や軽費老人ホームなどの契約型の施設に入所されている人で①～③に該当する場合は、福祉給付金の支給対象となります。

介護福祉金の

支給対象者は

①基準日において、生活保護を受けている人か、町民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に属している人で、次のいずれかに該当する人。

・基準日において六か月以上（昭和六十三年八月一日以前から）継続して、寝たきりまたは痴呆などの状態にあるため、常時の介護を必要としている六十五歳以上の人（大正十三年二月一日以前に生まれた人）

・今年二月分の障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当（経過措置分）を受給できる人

②ただし、基準日において、病院診療所、老人保健施設に継続して三か月以上入院（昭和六十三年十月三十一日以前からの入院）して

いる人、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人、里親に委託されている人、養護委託者に委託されている人には介護福祉金は支給されません。

受給の方法は

この給付金の支給を受けようとする人は、福祉課窓口に用意してある受給申請書に必要事項を記入して三月二十五日までに提出してください。

なお、この申請書は一枚で福祉給付金と介護福祉金の両方の申請書を兼ねていますので、両方の支給に該当する人でも申請書の提出

は一枚だけで結構です。

●お問い合わせは

役場福祉課福祉係まで

☎（293）1234



国民健康保険被保険者証 (保険証) の更新を行います

現在交付している保険証の有効期限は
3月31日までです

- 日時 3月29日（水）・30日（木） 9時～16時30分
 - 場所 役場玄関ホール
 - 持参品
 - ・世帯主の印かん
 - ・現在交付を受けている国民健康保険被保険者証、または国民健康保険退職被保険者証
- 現在交付している保険証を使用中等の理由で、上記の日に更新の手続きができない方は、4月5日（水）までに住民課窓口で手続きをしてください。

●一般図書

未来を見つめて
 ジョージ・ブッシュ著 ダイナミックセラーズ
 脱皮できない蛇は死ぬ 堀 紘一著 プレジデント社
 火宅の女一春日局 平岩弓枝著 角川書店
 本当の自分になれる本 秋山さと子
 天皇と東条英機の苦悩 塩田道夫著 日本文芸社
 トパーズ 村上龍著 角川書店
 キッチン 吉本ばなな著 福武書店
 住友銀行七人の頭取 近藤 弘著 日本実業出版
 女人源氏物語一、二 瀬戸内寂聴著 小学館
 西武、セゾン打倒に燃える中内功の野望
 坂口義弘著 あっぶる出版
 泣きぼくろ 安部譲二著 講談社
 恐ろしいコレステロール二週間で体質改善する
 坂倉弘重著 青春出版社
 ちくま文学の森14ことばの探偵 筑摩書房
 裕さん、抱きしめたい 石原まき子著 主婦と生活社
 変声珍語 高見勝著 学生社
 頭のいい男はゴルフが上手い 菅野徳雄著 第一企画出版
 三時間で話せる英会話 後藤満恵著 講談社
 東京新大橋雨中図 杉本草子著 新人物往来社

●児童図書

トンビはどうして輪を描く 柚木 修著 PHP
 アンパンマンのなぞなぞのくに 1~5
 やなせたかし著 フレーベル館
 合戦日本史1~6 学習研究社
 おまかせ探偵局 乙女はせつないバレンタイン
 薫くみこ著 ポプラ社
 うまかたとやまんば おざわとしお甫話 福音館
 その他多数

■会館時間 9:30~18:00(日曜日は12:00まで)
 ■休館日 毎週月曜日・祝日
 (月曜日と祝日が重なる場合は火曜日も休館)

中央公民館図書室 ☎(293) 1356

四月から国民年金の
保険料が変わります

国民年金の保険料が、四月分
 一か月につき八、〇〇〇円に引
 き上げられます。

大きくすることになります。
 国民年金をよりよくするため
 も、必ず国民年金の保険料を納め
 ましょう。

保険料を前納すると
割り引きされます

これは、年金額の引き上げや物
 価の上昇などに応じて保険料も改
 める必要があるためです。
 みなさんが納める保険料は、み
 なさんの将来の年金権を確保す
 るうえで大事なものです。

もしも、保険料を納め忘れたり
 した場合には、年金が受けられな
 くなったり年金額が減額されるこ
 とはもちろん、みなさんのお子さ
 んやお孫さんたち後世代の負担を

前納する場合は、下の
 表のとおりです。

保険料は毎月納めることになっ
 ていますが、一年間の保険料を四
 月に一括して前納することもでき
 ます。

納付区分	月々納めた 場合 ①	前納した 場合 ②	割引額 ①-②
定額保険料 のみ	8,000円×12月 96,000円	93,680円	2,320円
定額保険料 + 付加保険料	8,400円×12月 100,800円	98,360円	2,440円

前納すれば割り引きが受けられ
 しかも納め忘れの心配もありません。
 あなたも前納制度を利用しま
 せんか。
 お問い合わせは国保年金係まで

おんが短歌会詠草

河中 靖喜 選

畑のもつ形にそいてゆるやかな

曲線えがく畝の麦の芽

ひたひたと潮上りくる西川を

小さき魚がしきりにはねる

七草を刻む厨に天皇の

崩御のニュース胸痛く聞く

決めかねし買物すみで裸木の

続ける路を急ぎ帰りぬ

暮れなずむ海の彼方に落ちる日を

昭和の名残りといはれに立ち

遠賀俳友句会抄

池田 幸利 選

ひとすじに枯れて蓮田の暮れに
 けり 徳永小代子

橋の名のうすれて読めぬ冬すみれ
 三村 妙子

時雨るるや工事に渡す鉄の橋
 末松キミ枝

校庭に鉢整然と冬休み
 小野多恵子

浮寝鳥河口のしろき風のしろき
 柴田とも子



新入学・入園を控えて

いま身につけさせよう 子供への交通道徳

三月に入り暖かくなってくると、子供たちは待っていたかのように外で遊びはじめます。思い切って体を動かせるのが、とてもうれしそうです。

しかし、この時期に怖いのは交通事故——特に入園・入学を控えた子供の死亡ニュースほど悲しいものはありません。

昭和六十二年の「交通統計」によると、六歳以下の子供の歩行中に起きた交通事故は五千四百七件。このうち五五・七%は、「とび出し」が原因によるものです。これらの事故を発生時間帯で見ると、最も多い時間帯は、午後四時から六時までで、この時間帯に発生する事故が、全体の約二八%を占めています。

こうした事故を減らしていくには、まず両親（大人）が正しい交通ルールの手本を示すことが大切です。また、幼児のもつ特性を知り、それに応じた具体的な交通安全のための指導を繰り返し行い、習慣づけをすることも大切です。

●標識をおぼえよう●

幼児には、まずこの四つの標識をしっかり、はっきり おぼえさせ、守るように教えましょう。



★一時停止
車は、一度止まらなければなりません。人も一度止まって安全を確かめましょう。



★横断歩道
横断歩道です。歩行者は、ここを渡りましょう。



★歩行者通行止
歩行者は、通ってはけません。



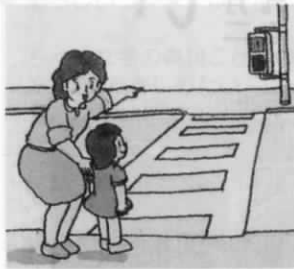
★歩行者横断禁止
歩行者は、この標識のあるところでは、道路を渡ってはいけません。

お母さんのための交通安全教室

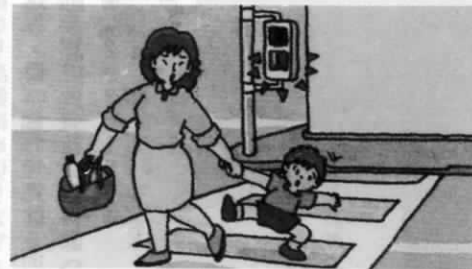
安全指導は具体的に教えましょう

正しい交通ルールはお母さんが手本を示しましょう

- 道路の正しい歩き方。
- 信号の見方と横断歩道の渡り方。
- 普段から安全な横断場所や安全に歩行できる道を教える。
- 電車やバスの待ち方と安全な乗降の仕方。
- 踏み切りの待ち方と渡り方。
- 自転車に乗れる安全な場所を教える。



- 信号無視や斜め横断をする。
- 道路を横断する時、自分だけが先に渡り、子供をせき立てて渡らせる。
- 子供のことを放ったらかして、買い物に夢中になったり長話をしたりする。

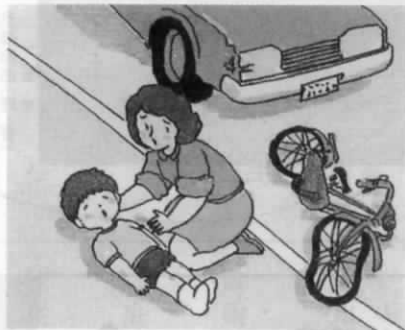


子供の前で、こんなことをやっていませんか。

園の行き帰りや買い物の途中などに、その場で具体的に教えることが効果的。次にあげることは交通安全指導の重要なポイントです。

交通事故にあったら

子供の行動の特性をよく知りましょう



● けがをした時は動かさない。

万一事故にあったら、次のことに注意して、冷静に対処しましょう。



● 相手の住所氏名をはっきり聞いておく。



● 軽いけがでも医師の診断を受ける。



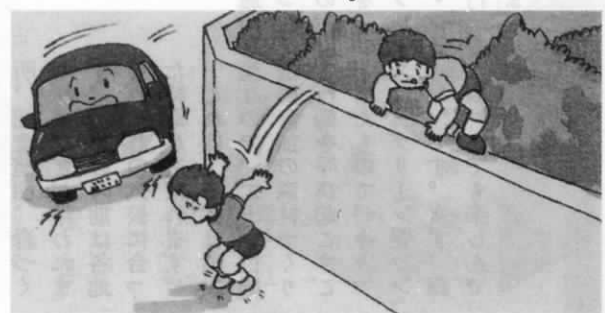
● 示談や賠償の悩みことは交通事故相談所へ行く。



● 小さな事故でも警察に必ず届ける。

- 子供は思いもよらない行動をして事故を引き起こします。子供の気持ちと行動をしっかり把握することが事故防止につながります。
- お母さんが、道路の向こう側から子供に話しかけたり、呼びよせたりすると、子供は周囲に注意を向けられず、車連にとび出してします。
- 外出する前に子供を叱ったり急がせたりして、気持ちを不安定にさせることは事故の遠因になる。
- 子供は一つのこと夢中になると、他のことに注意が向けられない。ボールや動物を追いかけて車道にとび出したり、まがり角で急にとび出したりなどはとくに注意。

- 塀や木に登ってそこから車道にとび下りるなどの危険な遊びをしたがる。
- 子供は、危険な場所や廃物などで遊びたがるので、立入禁止などの場所へは近づかせないこと、危険な廃品は片づけておくことが大切。



文化ふれあい事業

日展への
お誘い

今回の文化ふれあい事業は、三月二十九日から福岡市美術館で開催される、日本の美を代表する総合美術展「日展」の鑑賞会です。

この美術展には、東山魁夷画伯をはじめ現代日本美術界を代表する多くの作家の作品が出品され、その数は四五〇点にも及びます。

なお、この「日展」には、町内別府在住の作家、外山良治氏の作品も出品されています。

●日程 3月29日(水)

午前9時に役場前に集合、貸切バスで福岡市美術館(中央区大濠公園)に向かいます。

し込み時に支払ってください)

●募集人員 100人

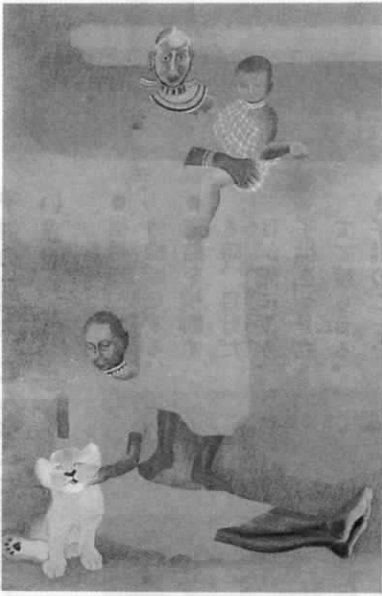
●申込期限 3月22日(水)ただし定員になり次第締め切ります。

●入場料(団体料金)

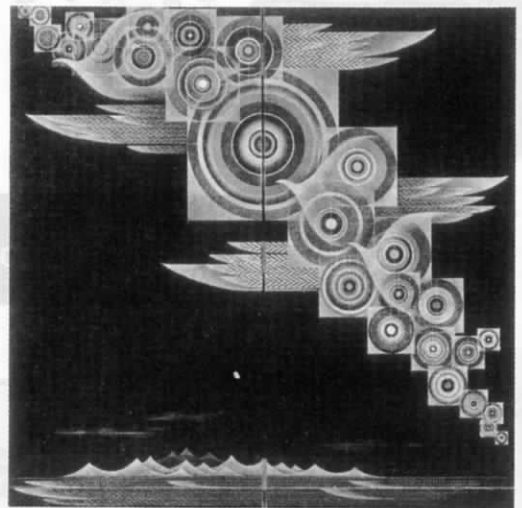
○一般 700円○高・大生 300円
○小・中生 200円 (料金は申し込み時に支払ってください)

●申し込み・問い合わせ先は遠賀町教育委員会社会教育課へ
☎(293) 1234

日本画「楽園」濱田台児(監)



工芸「星座煌煌」高橋節郎(理・審)

サークル会員募集
広報掲載受付中

広報おんがでは、四月十日号で春のサークル会員の募集記事を予定しています。希望されるサークルは、次の内容をご記入になり、役場企画課企画調整係まで申し込みください。

申込締切 3月25日(必着)

- サークルの名称
- 簡単な紹介文
- 練習日、時間と場所
- 費用(入会金、会費など)
- 申込先(氏名、住所、電話番号など)
- その他(特にあれば)

季節
の窓

着ぶくれから解放されて外に出てみたら、いつの間にかツクシが顔を出していたのを発見した時の感激。摘み草は、春を迎えて心はずむ気分になったりの楽しい行事です。もつとも、都会人にとつては、摘み草はレジャーですが、農山村で、食料を得るための仕事でもありません。

ところで、実は最近摘み草というより山菜狩りという言葉のほうがポピュラーです。春の野で若菜を摘むだけでなく、山の中まで山菜を探しに行くからなので

摘み草

とつては、摘み草はレジャーですが、農山村で、食料を得るための仕事でもありません。

ようか。

近ごろの山菜ブームはやや過熱気味です。細い山道にトラックで乗りこみ大量の山菜を採取する、タラの芽などは、先を争って固いうちに持ち帰ってしまったら、来年のことも考えずに芽を全部摘んでしまう、自然の味覚を楽しむのは結構なのですが、こうなると、春の野にいでて若菜摘む、という古

今和歌集の風情には程遠い感じですね。

若菜とともに樹木の緑も目ざめます。三月から五月にかけては国土緑化強調期間で、緑の羽根募金、緑の相談所、記念植樹、森づくり体験などが行われます。行事の時期は各地それぞれ気候に合った時期が選ばれます。

これは、森林は国民共通の財産なので、二十一世紀につなぐ国民参加の森林づくりへの意識と行動を呼び起こすことを狙いとしたもので、キャッチフレーズは、グリーン愛ランド・ジャパンです。まず、森に行つて、森林浴でも楽しんでみませんか。



スポーツの結果

卓球大会 (団体戦)

2月12日、広渡小学校体育館

●優勝 東和苑チーム

○男子 加藤稔 辻東洋

○女子 浜崎節子 吉松つぼみ 四海恵子



●準優勝 若松チーム

○男子 池田直 舛添勉史 池田哲也

○女子 舛添雅子 入江美智代



肢体不自由児・者の

美術展

人は、どんなに手足が不自由でも、それを克服したりあるいは補う方法を工夫したりして、創作活動にいそむことができます。

手が使えなければ足や口を使って絵筆を持ち、思うままに動かさない手の障害を乗り越え、努力を積み重ねて創作された作品は真に汗の結晶といえます。

今回の美術展のために全国から寄せられた八六〇点の中から、入選作品六九点を展示します。

- 期間 3月16日(木) ~ 21日(火)
- 10時~18時30分(21日は14時30分まで)
- 場所 小倉井筒屋4階
- 展示・絵画 21点
- タイプアート 27点

観覧料 無料

・書 21点

- 主催 (財)福岡県肢体不自由児協会 (社)日本肢体不自由児協会

県営住宅

入居者募集

- 場所 中間市大根土団地
 - 募集戸数・1種3DK 25戸
 - 2種3DK 36戸
 - 家賃(予定) 傾斜家賃
 - 1種 3万8、500円
 - 2種 3万円
 - 2種 3万円
 - 入居時期(予定) 5月上旬
 - 受付期間 3月11日~22日
 - 詳細については 福岡県住宅管理課へ
 - 電話 092(651) 1111
- なお、申込用紙は役場総務課窓口に用意しています。

移動労働相談

雇用契約、労働時間、賃金、退職金、就業規則など、労働上の問題で日ごろ悩みをお持ちの方は、働いている方も経営者の方も、お気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

- 日時 3月23日(木) 15時~19時
- 場所 中央公民館クラブ室
- お問い合わせは 福岡県北九州労働福祉事務所へ
- 電話(592) 3516

中間・遠賀地区

少年の船団員募集

- 研修地 沖繩
- 日程 8月17日~21日
- 募集人員 90人 (小4年~中2年)

●費用・小 5万7、000円

・中 6万円

- 申込期間 3月15日~4月30日
- 申込方法 申込書(教育委員会窓口に用意)に必要事項を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封して、郵送のこと
- 申込先および問い合わせは 〒807-13 鞍手町大字古門258-6 松井 晃へ
- 電話 09494(2) 5563

郷土文化研究会

講話会

- 一般の方の参加をお待ちしています。お気軽にどうぞ。
- 日時 3月25日(土) 13時30分
- 場所 中央公民館和室
- 講話 童話サルカニ合戦の時
- 代 (白石晴彦)
- お問い合わせは 遠賀町郷土文化研究会
- 水口へ電話(293) 1539

お詫びと訂正

二月二十五日号、「労働安全衛生法に基づく各種免許試験」記事の中の問い合わせ先電話番号が間違っていました。

正しい電話番号は、

電話 0942(43) 3381です。

お詫びして訂正いたします。

町営住宅 入居者募集

会場 所 虫生津西町
 戸数 1戸(2K風呂無し)
 申込締切 3月25日(土)

入居資格などに制限がありますので、入居希望の方は役場総務課管財係まで問い合わせください。

町営 新町駐車場 利用者募集

- 契約期間 4月1日~来年の3月末日
- 料金 月2,000円(月極)
- 申込方法 役場総務課窓口で、申込書に車種名・登録番号など必要事項を記入、捺印のうえ提出してください。

町営 駅前駐輪場 利用者募集

- 料金
 - 一般 6ヵ月 4,500円 12ヵ月 8,500円
 - 学生 6ヵ月 2,500円 12ヵ月 4,500円
- 申込方法 役場総務課窓口で、申込書に車体番号・防犯登録番号など必要事項を記入、捺印のうえ提出してください。なお、学生の方は学生証を提示してください。

トライイン

乳児相談

- 日時 3月14日(火)
9時30分～10時30分
- 場所 中央公民館
- 内容 体重・身体測定、離乳食など指導
- 持参品 母子手帳、バスタオル

一歳六か月児検診

- 日時 3月16日(木)
受付 13時10分～14時
検診 13時30分
- 場所 中央公民館
- 対象 1歳6か月～1歳8か月児(昭和62年7月～9月生)
- 内容 身体測定、保健指導、診察(内科、歯科)
- 持参品 母子手帳、検診票

妊婦相談

- 日時 3月27日(月)
13時30分～15時30分
- 場所 役場保健室

- 内容 新生児の扱い方、沐浴指導など
- 持参品 母子手帳受領の方は、印かん

ツベルクリン反応検査とBCG

- 期日 ツベルクリン反応検査 4月11日(火)
BCG 4月13日(木)
- 時間・受付 13時10分～14時
- 接種 13時30分
- 対象 今まで一度もツベルクリン反応検査とBCGを受けていない3か月～48か月未満児
- 接種方法 ツベルクリン接種後48時間おいて判定、陰性者のみBCGを接種

食生活改善推進教室 受講生募集

毎日の健康は、まずバランスのとれた食事から。あなたもこの教室で、健康や栄養について学んでみませんか。

- 日程 5月から来年3月まで
月1回、第1または第3金曜日
- 時間 9時30分～12時
- 場所 遠賀保健所
- 受講料 無料

活改善推進員(緑黄会)として活動していただきます。

精神障害者と家族の集い

この集いは、精神障害者とその家庭のみなさんを対象に、精神保健思想の普及と啓発を旨として毎年開催しているものです。お気軽に参加してください。

- 日時 3月24日(金)
13時～15時
- 場所 遠賀保健所
水巻町大字吉田
- テーマ 「心に効く薬―その益と害―」
- 講師 精神科医 出田 哲也
- お問い合わせは 遠賀保健所へ
電話(201)4161

予防接種メモ

今年四月から、三種混合と新三種混合の二つの予防接種の受け方が変わります。

- 三種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風)
- 新三種混合(麻疹―はしか、風疹、おたふく風邪)

生後三か月から四十八か月までの間に、一期・二期を終わらせませす。ただし、四十八か月までに一期だけが終わっているお子さんは六十六か月まで接種ができます。接種の時期は、七月と八月を除いた一年中です。なお、料金は無料です。

●新三種混合(麻疹―はしか、風疹、おたふく風邪)
生後十二か月から七十二か月までの間に接種します。ただし、すでに麻疹の予防接種を受けているお子さんは、この新三種混合は接種できません。



接種の時期は、七月と八月を除いた一年中です。

料金は、二、〇〇〇円。ただし生活保護世帯と町民税が非課税か均等割のみ課税の世帯については無料になっています。

●ご注意ください
この二つの予防接種は、役場ではなく町内の医院・病院で受けてください。

接種医院・病院は

健康ホツ

子供の けいれん

ワンポイントアドバイス

大人と違って子供はひきつけやすく、発熱した時、頭を打った時脱水症状が出る時、泣き入った時などにひきつけてくる場合があります。熱性けいれんや泣き入りけいれんはたとえくり返したとしても、ほとんど心配のいらぬ良性的なものです。しかし脳炎や髄膜炎、頭蓋骨出血に伴うけいれんもありけいれんの後遺症は、けいれんを起こした原因によって異なりま

す。再発をくり返すけいれんで多いのは、熱性けいれんとてんかんです。熱性けいれんは、主に高熱上昇時におこり、持続もほとんど数分内と短く、一々四歳頃に多くみられます。熱性けいれんでも微熱でおこったり持続時間が長いなど問題となるタイプでは、けいれん止めの薬を持続的にのんだりします。てんかんは、発熱時にもおこりますが、熱のない時でも、突然前ぶれもなく起こってくる事が多く、発作の型も、意識消失だけであつたり、手足を硬直させたり逆に脱力をおこしたり様々です。くり返し脳液をとると、てんかん性異常波がみつかり、それにより診断できます。脳波以外にも、頭部CTスキャンや血液検査、場合によっては発達検査を行います。子供がひきつけたとき、周囲の人は落ちついてつぎの処置をしてください。まず衣服をゆるめて呼吸が楽にできるようにし、静かな所で寝かせてください。つぎに吐きそうな時は頭を横向きにして窒息を防ぐことです。やっていけないのは、大声で呼んだり体をゆすったり不必要な刺激を与えること。また舌を咬まないように口の中にスプーンなどいれると、かえって嘔吐を誘発したり、歯を折ったり粘膜を傷つけたりしてたいへん危険です。いづれにせよ、けいれんが長く続いたり、なかなか意識が戻らなかつたり、継続的にけいれんをくり返す時は、ただちに救急設備のある病院で受診してください。



● 申込期間 4月3日
～18日
● 申込先 役場保健衛生係
● その他 10回以上出席の人には
修了証書が交付されます。
なお、講座卒業後は遠賀町食生

元気な赤ちゃん

早く春が来ないかなー。
春になったら外に出て、お
兄ちゃんといっしょに遊ぶ



◀ 撮影はお母さんのゆり子さん

なが たかし
岩永 貴吏くん

昭和63年4月8日生
岩永ゆり子さんの二男
今古賀310-2

んだ。
遊園地にも動物園にも行
きたいなー。



体ごうめ国体まで
してますか

とびうめ国体まで
あと544日

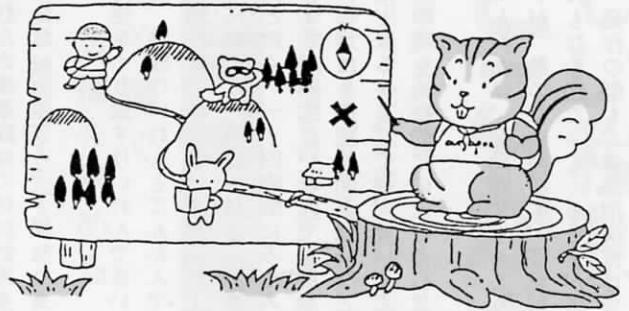
・青柳医院 ・衛藤医院
・橋本医院 ・浅木内科医院
・母子記念病院
問診票は各医院・病院に用意し
ています。ただし、新三種混合の

無料用問診票は、役場保健衛生係
窓口で受け取ってください。
また、接種には母子手帳が必要
です。忘れずにお持ちください。



ウォークラリーは、地図の記号を頼りに決められたコースを通りその途中にあるチェックポイントでクイズの問題に答えます。そして、できるだけ決められた時間内（早すぎても遅すぎてもだめ）にゴールして、その時間とクイズの得点で順位を競うファミリースポーツです。

- **日時** 3月26日(日)
 - ・受付9時～9時30分
 - ・スタート10時
- **集合地** 広渡小学校グラウンド
- **種目** 小学生以上の親子チームの部、一般チームの部
- **ほう賞** 1～3位まで表彰
 - ・ゴールできたチームには完歩証明書を発行



● **参加料** 無料
● **指 導** 遠賀ボランティアの会
● **申込締切** 3月20日(金)
● **申込先および詳細については** 遠賀町教育委員会社会教育課 体育振興係まで
電話(293) 6525
コミュニティセンター内
※水筒や雨具などをお忘れなく。

火災・救急件数(1月中)

種別	町名	火災	救急
遠賀	遠賀	0	34
水巻	水巻	1	82
芦屋	芦屋	0	39
岡垣	岡垣	1	41
合計		2	196

親子で挑戦!

野外生活の知恵 サバイバル入門

正しい脱出方法

煙りは上から下へと満ちてくる。また煙の中には有毒物質が含まれている。次の点に気をつけて脱出すること。

- ▶ 下の方は、視界もよく、比較的新鮮な空気が残っているので、姿勢を低くして、避難口をよく確認して避難を。



火事場からの脱出

最終回

- ▶ 煙の微粒子などを吸わないようタオルやハンカチ等で口や鼻をおおい、あまり深い呼吸をしない(できればタオルやハンカチはぬれているとよい)



火事の恐ろしさは、経験した人にしかわかりません。炎に直接包まれなくても、有毒ガスを含んだ煙にまかされると、体が動かなくなってしまいます。火事に遭っても落ちついて行動できるように、避難の仕方を覚えましょう。



- ▶ 熱気が強いときは、毛布やシーツを水にぬらして、頭からすっぽりかぶって脱出する。また、足を保護するために靴をはく。ない場合は靴下を。

- ▶ シーツなどをつないで、ロープの代わりに使うときは、結びめの端にもうひとつのコブを作っておくと安心だ。ただし、あまり高い所からだと転落して死亡したりケガをすることがあるので十分注意を。



こんな行動はやめよう

煙が充満すると、極端に視界が悪くなる。避難口を確かめなくて逃げまどうのは物につまずきケガをすることがあり危険だ。

